

意見書案第37号

平成18年12月19日提出

平成18年12月19日可決

提出者	市議会議員	後 閑	千代壽
	同	北 爪	一 郎
	同	石 塚	武 夫
	同	伊 藤	晴 夫
	同	三 森	和 也
	同	中 道	浪 子
	同	本 間	進
	同	大 崎	美 一
	同	宮 内	禎 一

肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書

わが国には、C型肝炎患者がおよそ200万人、B型肝炎患者がおよそ150万人もいるといわれ、ウイルス性肝炎はまさに国民病である。しかも、その大半が、輸血、血液製剤の投与、予防接種における針・筒の不交換などの不潔な医療行為による感染、すなわち医原性によるものと言われている。

B型肝炎については、集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害者が、国を被告として損害賠償を求めた訴訟の最高裁判決が本年6月16日に言い渡され、最高裁判所で国の行政責任が確定した。また、C型肝炎についても、血液製剤の投与によるC型肝炎ウイルス感染被害者が、国と製薬企業を被告として損害賠償を求めた薬害肝炎訴訟の大阪地裁判決が本年6月21日に、福岡地裁判決が本年8月30日に言い渡され、これらのいずれの判決でも国の行政責任・製薬企業の不法行為責任が認められた。

このように、司法の場では、ウイルス性肝炎の医原性について、国の政策の過ちが明確に認定されている。

B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝臓がんに移行する危険性の高い深刻な病気である。肝癌の年間死亡者数約3万人超の9割はB型、C型肝炎患者である。このような事態に鑑みれば、国は、係争中の訴訟を直ちに終了させ、全てのウイルス性肝炎患者の救済を実現するための諸施策に直に取りかかるべきである。

よって、国におかれては、すべての肝炎患者救済のため緊急に下記事項を実現するよう強く求めるものである。

記

- 1 追跡調査により感染実態を究明し責任の所在を明確にするとともに、感染者の早期治療を促すこと。
- 2 診療等にかかる費用の自己負担の軽減措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
財務大臣
厚生労働大臣
総務大臣

前橋市議会議員 関 谷 俊 雄